

新城市とトヨタテクニカルディベロップメント株式会社との 連携協力に関する協定書

新城市（以下「甲」という。）とトヨタテクニカルディベロップメント株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協力することにより、それぞれの資源を有効に活用して地方創生に資する取組みを推進することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で連携し、協力する。

- （1）子どもの育成に関すること。
- （2）地域づくり及び地域の活性化に関すること。
- （3）人材育成に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、適宜、協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙の合意の上、決定する。

（協定内容の変更及び解除）

第3条 甲又は乙は、本協定内容の変更又は解除をしようとするときは、相手方に協議を申し入れるものとする。

（期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みにおいて、相手方より知り得た情報について、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

甲 愛知県新城市字東入船 1 1 5 番地
新城市

新城市長 【自署】

乙 愛知県豊田市花本町井前 1 番地 9
トヨタテクニカルディベロップメント株式会社

代表取締役社長執行役員 【自署】